令和７年度実施施策に係る事前分析表

令　和　７　年　１２　月

金　　　　融　　　　庁

目　次

基本政策Ⅰ　金融システムの安定と金融仲介機能の発揮
施策Ⅰ－1　マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
施策Ⅰ－2　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
施策Ⅰ－3　金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）・・・6

基本政策Ⅱ　利用者の保護と利用者利便の向上
施策Ⅱ－1　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・8
施策Ⅱ－2　利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・11

基本政策Ⅲ　市場の公正性・透明性と市場の活力の向上
施策Ⅲ－1　世界に開かれた市場としての機能 発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備・・・・・14
施策Ⅲ－2　企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施・・・・・・・・・・・・・・・・17
施策Ⅲ－3　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・20

（横断的施策）
1　デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2　サステナブルファイナンスの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
3　業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
4　その他の横断的施策・・28

（金融庁の行政運営・組織の改革）
1　金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
2　検査・監督の質の向上・・・32
3　質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（施策Ⅰ-1）

施策名	マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	担当部局名	総合政策局 　総合政策課、健全性基準室、検査監理官室、マクロ・データ分析監理官室、決済・デジタル金融グループモニタリング室、気候関連リスクモニタリング室 監督局 　総務課、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、大手銀行モニタリング参事官室、大手証券等モニタリング室、銀行第二課、地域金融企画室、地域金融モニタリング参事官室、協同組織金融室、保険課、証券課、資産運用課 証券取引等監視委員会事務局 　証券検査課	
施策の概要	「金利のある世界」への移行など、金融機関の業務の前提が大きく変化していること等を踏まえ、金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析するとともに、その分析結果を基にマクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリング（監督・検査）を実施する。	目標設定の考え方・根拠	金融システム全体に内在する脆弱性について把握・分析するマクロプルーデンスの観点からのモニタリングや、個々の金融機関の財務の健全性及びそれらを確保するためのガバナンス態勢についての深度あるモニタリングの実施等の取組を通じて、金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保することが必要である。 【根拠】 ・金融庁設置法 ・各業法の目的規定、各種監督指針 ・検査・監督基本方針(平成30年6月29日) ・地域銀行有価証券運用モニタリングレポート（令和5年9月8日） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定） ・2025年 保険モニタリングレポート（令和7年7月4日） ・令和7事務年度証券モニタリング基本方針（令和7年8月1日） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日） ・金融機関の内部監査の高度化に向けたモニタリングレポート（2024）（令和6年9月10日） ・金融機関の内部監査高度化に関する懇談会報告書（2025）（令和7年6月20日）	
達成すべき目標	金融システムの安定性の維持及び金融機関の健全性の確保		政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要]金融行政方針に基づくマクロプルーデンスの取組	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析	令和7年度	金融システムの潜在的リスクをフォワード・ルッキングに分析することが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。
2	[主要]金融行政方針等に基づく金融モニタリングの実施	金融行政方針等に基づく金融モニタリングを実施	令和7年度	モニタリング担当部局（総合政策局リスク分析総括課、監督局等）が緊密に連携し、リスクベースによる効果的・効率的なモニタリングを実施していくことが、金融機関の健全性の維持・向上において重要であるため、指標を設定した。
3	[主要]金融機関のリスク管理の高度化に向けた取組	金融機関に対するヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢の把握・検証	令和7年度	金融機関の健全性を確保するためには、金融システムの潜在的リスクの分析や金融機関の株式・金利リスクの管理体制等の検証等を通じて、金融機関のリスク管理の高度化を図ることが重要であるため、指標を設定した。
4	[主要]各業態の健全性指標	令和6年度各業態の比率の水準維持	令和7年度	当該指標は金融機関の健全性を示すものである。令和7年度も令和6年度の水準を維持すれば、健全性が確保されていると言うことができるため、指標を設定した。なお、保険会社については、令和8年3月末から新規制である経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されるため、経済価値ベースのソルベンシーマージン比率を指標として設定した。ただし、各保険会社の新規制への移行準備のため、対象期間内に令和8年3月期のデータ徴収が困難であるため、令和7年3月期のデータを基に実施されたフィールドテストの結果を基に評価を行う。
5	グローバルなシステム上重要な銀行等に対する適切な監督	関係当局との情報共有・意見交換も行いつつ、経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化等に向けたモニタリングを実施	令和7年度	グローバルなシステム上重要な銀行等に対しては、マクロプルーデンスの観点から、国内外の経済・市場・競争環境の変化を踏まえたリスク管理・経営管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。
6	国内で活動する金融機関のリスク管理及びリスクテイク戦略の高度化に向けた取組	金融機関との対話を通じ、リスク管理及びリスクテイク戦略の把握・検証を実施	令和7年度	国内で活動する金融機関について、リスクテイクが収益・リスク・資本のバランスという面から適切な戦略となっているのか、また、外部環境の変化に対して機動的に対応可能な経営管理・リスク管理が行われているか等との観点から、リスク管理及びリスクテイク戦略の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。
7	大手証券会社グループに対する適切な監督	ヒアリング等を通じ、経営管理（ガバナンス）態勢及びリスク管理態勢の整備状況についてモニタリングを実施	令和7年度	大手証券会社グループについては、適切な経営戦略の策定・推進を支えるガバナンス機能の発揮やグローバルな業務展開を支える経営管理態勢及びリスク管理態勢の整備に向けた取組を促すことが重要であるため、指標を設定した。
8	大手保険グループに対する適切な監督	関係当局との情報共有・意見交換等も行いつつ、規模・特性に応じたグループ・グローバルのガバナンスやリスク管理の高度化に向けたモニタリングを実施	令和7年度	大手保険グループについては、グループ・グローバルのガバナンスやリスク管理の高度化を促すことが重要であるため、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
		4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
(1)	金融機関等検査経費	147 (58)	130 (67)	103 (66)	102	2,3,5,6,7,8	銀行法その他法令に基づき、金融機関の財務の健全性や適切な業務運営等を確保するために実施する検査に必要な経費。	－
(2)	モニタリング支援情報整備・活用経費	35 (34)	46 (46)	36 (35)	191	2,3,5,6,7,8	ミクロ／マクロ・プルーデンスの両立といった観点を含め、実効性あるモニタリングを実現するために金融機関等から徴求すべきデータの検討や当局の体制の見直しを行うための経費。	000004
(3)	リスク計測参照モデル関係経費	17 (17)	17 (17)	17 (17)	17	2,3,5,6,7,8	検査において、被検査金融機関のリスク計測手法を実証的に検証するためのシステム保守・運用関係経費。	000004
(4)	デジタルフォレンジック関連システム経費	5 (6)	8 (8)	10 (8)	3	2,3,5,6,7,8	検査において、電子データで作成された資料を検証する際に活用するデジタルフォレンジック機器等の保守・運用関係経費。	000004
(5)	検査等一般事務費 【再掲(施策Ⅲ－1)】	－	－	－	－	2,7	金融商品取引業者などに対する証券検査を行うためのもの。	－
(6)	自己資本比率規制の国内実施に係る必要な経費	3 (0)	－	－	－	2,3,4,5,6	自己資本比率規制に係る高度なリスク計測手法の採用を承認した金融機関及び承認を希望する金融機関からの報告内容の分析・検証等に必要な経費。	－
(7)	データ分析を通じた企業に対する金融面でのコロナ対応策の検討経費	89 (89)	－	－	－	2	コロナが企業財務に与える影響を把握するため、大手調査会社の企業財務データ等を購入するための経費。	000421
(8)	企業データ分析を通じた金融支援実施経費	－	114 (109)	－	－	2,3,5,6	企業データ分析を通じた金融面での支援策の検討経費。	000421
(9)	高粒度データの整備及び利活用の推進に必要な経費	70 (70)	70 (70)	78 (71)	59	2	高粒度データのデータクレンジング等の委託及び企業データ分析を通じた金融面での支援策を検討するための経費	005578
施策の予算額・執行額		366 (274)	385 (317)	244 (197)	372	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7(施策Ⅰ－2)

施策名	健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	担当部局名	総合政策局 　健全性基準室、検査監理官室、国際室 監督局 　信用機構対応室、郵便貯金・保険監督参事官室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、保険課、大手証券等モニタリング室
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論への参画、国際合意を踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備等、及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図る。	目標設定の考え方・根拠	金融システムは、資金仲介・リスク仲介機能や決済機能を担い、経済活動の基盤をなすことから、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、金融システムの安定性が確保されることが必要であり、そのためのルール整備等を行う。 【根拠】 預金保険法第1条、ペイオフ解禁の実施にあたっての所感(平成17年4月1日大臣発言)、自己資本比率告示、主要行等向けの総合的な監督指針　等
達成すべき目標	金融システムの安定性確保のための国際的な議論への貢献、ルール整備等及び預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 [主要] 金融システムの安定確保のための国際的な議論への参画	国際的な議論への貢献	令和7年度	グローバルな金融システムの安定への貢献を確保することが、国内での金融システムの安定確保にも寄与することから、指標を設定した。
2 [主要] 国際合意を踏まえた国内制度の検討及び整備等	バーゼルⅢ関連告示等の整備及び告示に則った承認事項の審査等、IAIS(保険監督者国際機構)から公表された令和6年12月に最終化されたICS(国際的に活動する保険グループの「国際資本基準」)を踏まえた国内規制等の検討	令和7年度	平成29年12月に最終合意がなされたバーゼルⅢを踏まえ、我が国金融機関の健全性を適切に確保するための規制を検討し、導入・実施する必要があることから、指標を設定した。 また、保険会社については、IAISによる令和6年12月に最終化されたICSの公表を踏まえ、国内制度の検討及び整備を進める必要があるため、目標を設定した。
3 [主要] 必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	金融システムの混乱の回避	令和7年度	金融システムの安定性を確保するためには、必要な措置等を実施し、金融危機を未然に防止することが重要であるため、指標を設定した。
4 名寄せデータの精度	預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況の検証	令和7年度	預金保険機構等との連携による名寄せデータの整備状況を検証することが、預金取扱金融機関の名寄せデータの精度の維持・向上につながることから、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額） 4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	当初予算額 7年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
(1) 金融危機管理経費	8 (－)	8 (－)	8 (－)	8	2	預金保険法に定める資本増強の措置における優先株式等の引受けにあたり、優先株式の商品性等高度な専門知識を必要とする事項について、外部専門業者に委託するためのもの。	000422
(2) 保険会社の新たな健全性規制の導入に係る市場への影響度調査事業	0	0	10 (10)	0	1	新たな健全性規制を導入した場合に生じる保険会社の経営行動の変化と、その市場への影響について、その調査を外部専門業者に委託するためのもの。	005580
施策の予算額・執行額	8	8	18	8	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁7（施策Ⅰ－3）

施策名	金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）	担当部局名	監督局 総務課、監督調査室、地域金融支援室、人材マッチング推進室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、地域金融企画室、地域銀行モニタリング室 企画市場局 信用制度参事官室 総合政策局 総合政策課、リスク分析総括課
施策の概要	コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、金融機関が金融仲介機能を発揮し、経済・顧客企業等の成長・発展に貢献できるよう、事業者のニーズを深く理解して付加価値の高い支援・サービスを提供するために必要な制度・環境の整備を図るとともに、効率的・効果的な金融モニタリングを実施し、金融機関による持続可能なビジネスモデルの構築を促すなど、行政としても万全を期す。	目標設定の考え方・根拠	・我が国は、人口減少・少子高齢化という構造的な課題を抱えている。地域の事業者の多くにとって、人手・後継者不足は深刻である上、足元の原材料費や人件費の上昇も経営を圧迫している。デジタル化や設備更新による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持に取り組む事業者を、金融機関が後押ししていくことが、金融機関自身が収益基盤を強化し持続可能なビジネスモデルを確立するという観点からも重要である。 【根拠】 ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）等
達成すべき目標	金融機関が金融仲介機能を十分に発揮すること	政策評価実施予定時期	令和8年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要] 金融機関による実情に応じた適切な事業者支援の促進	資金繰りや経営改善・事業転換・事業再生等について、事業者の実情に応じた適切な支援を促進	令和7年度	コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む一方、物価上昇や人手不足・後継者不足への対応等、事業者の経営課題が多様化している中で、我が国経済の力強い回復を支え、その後の成長へと繋いでいけるよう、金融機関の事業者支援の徹底を促すため、指標を設定した。
2	[主要] 事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の更なる推進	企業価値担保権の実装に向けた環境整備、経営者保証に依存しない融資慣行の確立	令和7年度	事業の実態や将来性を見極めて与信判断を行い、融資実行後も借り手事業者との綿密なコミュニケーションを通じて事業実態を把握するとともに、必要な支援等を行うこと（事業性融資）は、借り手事業者の持続的な成長を支え、ひいては金融機関自身の経営基盤の維持、拡大にもつながる取組である。こうした事業性融資を推進するため、指標を設定した。
3	[主要] ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進	金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を実施	令和7年度	人口減少や少子高齢化など厳しい経営環境の中でも金融仲介機能を継続的に発揮するとともに、収益基盤の強化を通じて持続可能なビジネスモデルを構築するよう金融機関に促すため、指標を設定した。
4	金融機能強化法に基づく「資本参加制度」（「東日本大震災に関する特例」及び「新型コロナウイルス感染症等に関する特例」含む、以下同じ）の適切な運用	「資本参加制度」、「資金交付制度」に係る申請を受けた場合には、「経営強化計画」・「実施計画」の適切な審査を実施、また同法等に基づき資本参加の決定・「実施計画」の認定を受けた金融機関に対しては、適時、計画の履行状況のフォローアップを実施し、履行状況報告書を半期ごとに公表	令和7年度	金融機能強化法に基づき資本参加・資金交付を受ける金融機関は、地元企業等への資金繰り・本業支援等を通じて、地域経済の活性化に寄与していくことが重要であり、こうした取組の効果等を確認・促進するにあたり、金融機能や経営基盤の強化に向けた取組状況や金融仲介機能の発揮状況を適切にフォローアップしていく必要があるため、指標を設定した。

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
5 貸出態度判断D．I．	13	令和7年6月	前年同期（令和7年6月）の水準を維持	令和8年6月	中小企業金融の円滑化に向けた取組の効果を把握するため、指標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
	4年度 （百万円）	5年度 （百万円）	6年度 （百万円）	7年度 （百万円）			
(1) 地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況等に関する調査研究に必要な経費	15 (14)	15 (15)	15 (14)	15	1	地域金融機関が事業性評価に基づく融資やコンサルティング機能を発揮できているか、地域金融機関を利用する企業に対しアンケート調査を実施するための経費。	000423
(2) 地域金融機関の経営改善支援の効率化に向けた調査研究に必要な経費	29 (24)	90 (79)	10 (10)	10	1	地域金融機関の経営改善支援業務を効率化し、地域の事業者への早期かつ効果的な支援を実施するため、AIを活用した経営改善支援先の早期発見のためのモデル構築や、業種別の着眼点の取りまとめに向けた調査研究を行うための経費。	000423
(3) 地域企業経営人材マッチング促進事業に必要な経費	1,931 (451)	837 (606)	720 (690)	429	1	大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするため、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が大企業の人材リストを整備し、当該リストを活用して経営人材を確保した地域企業に一定額の給付を行う事業に対して当該事業の実施に必要な費用や、地域の実情や中小企業の経営の実態を事前に理解する機会（研修・ワークショップ）の提供や先行例・優良事例の広報を推進する事業に対して補助を行うための経費。	000420
(4) 域金融機関における事業者支援の促進に向けた調査研究に必要な経費	–	–	–	44	3	地域金融機関の事業者支援の取組みを促進するため、事業者支援の取組実態や関連施策等について、テーマ（経営改善・事業再生支援の効果等の定量的な測定）を設定し調査を行うための経費。※6年度補正予算。7年度に明許繰越。	000423
(5) 金融仲介機能の改善に向けた検討会議の開催経費	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1	3	担保・保証依存の融資姿勢からの転換、産業・企業の生産性向上を目的とし、金融仲介のあるべき姿等について議論するため、外部有識者会議を開催するための経費。	000423
(6) 関係機関等との連携強化に必要な経費	11 (5)	9 (5)	9 (5)	7	3	地域企業の現状・産業構造などに関する幅広い情報収集とそれに基づく関係構築を目的に、金融庁職員を全国各地に派遣するための旅費。	—
(7) 金融機能強化法に基づく資本増強の審査等に必要な経費	15 (0)	13 (9)	13 (4)	14	4	金融機能強化法に基づき国の資本参加を行う金融機関等が発行する優先株式等の商品性審査のため、FA業務を外部専門家に委託するもの。	000423
施策の予算額・執行額	2020 (509)	980 (714)	768 (723)	520	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「経済財政運営と改革の基本方針2024について」（令和6年6月21日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（施策Ⅱ－1）

<table>
<tr><td>施策名</td><td>利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</td><td>担当部局名</td><td colspan="2">総合政策局
　総合政策課、リスク分析総括課、コンダクト監理官室、国際室
企画市場局
　市場課
監督局
　監督調査室、総務課、銀行第一課、保険課、証券課、資産運用課</td></tr>
<tr><td>施策の概要</td><td>国民の安定的な資産形成を促進するよう、金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組や、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組などを行うとともに、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるよう取組を行う。</td><td>目標設定の考え方・根拠</td><td colspan="2">国民の安定的な資産形成を促進し、また、利用者が真に必要な金融サービスを受けられるようにするためには、家計及び金融機関に対する取組を推進する必要がある。
【根拠】
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）
・金融経済教育研究会報告書（平成25年4月30日公表）
・消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定）
・金融・資本市場活性化に向けての提言（平成25年12月13日公表）
・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）（平成26年6月12日公表）
・消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）
・未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）
・金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成28年金融庁告示第3号）
・高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）
・未来投資戦略2018―「Society5.0」「データ駆動型社会」への変革―（平成30年6月15日閣議決定）
・「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）（平成30年7月3日）
・認知症施策推進大綱（令和元年6月18日）
・金融審議会市場ワーキング・グループ報告書－顧客本位の業務運営の進展に向けて－（令和2年8月5日）
・資産所得倍増プラン（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議）
・金融審議会 市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告（令和4年12月9日）
・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14 日閣議決定）
・資産運用立国実現プラン（令和5年12月13日）
・国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和6年3月15日）
・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―（令和6年7月2日）
・「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）（令和6年9月26日）
・国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和６年11月22日）
・対日直接投資促進プログラム2025（令和7年6月2日対日直接投資推進会議決定）
・外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和75年度改訂）（令和7年6月6日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）
・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日）
・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日）
・データ利活用制度の在り方に関する基本方針（令和7年6月13日）
・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）</td></tr>
<tr><td>達成すべき目標</td><td colspan="2">国民の安定的な資産形成を促進すること、及び、利用者が真に必要な金融サービスを受けられること</td><td>政策評価実施予定時期</td><td>令和8年8月</td></tr>
</table>

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	［主要］ NISA口座の開設数	2,124万口座	令和5年度	3,400万口座	令和9年度	国民の安定的な資産形成を促進するためには、家計における長期・積立・分散投資の推進に向けた取組を促進することが重要であるため、「NISA口座の開設数」を指標として選定した。

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
2	［主要］ NISAの普及等を通じた国民の安定的な資産形成の促進	①NISA制度の普及・活用促進に向けた官民連携による積極的な広報展開 ②「NISA対象商品の拡充を含む制度の充実」等に係る税制改正要望提出	令和7年度	より幅広い層が個々人のライフプランやライフステージに応じて適切にNISAを利用できるよう、官民連携による積極的な広報を展開し、普及・活用を促進していくことが必要である。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上やサービスを提供する金融機関の負担軽減等の観点から、税制改正要望に取り組んでいくことが必要であるため選定した。
3	［主要］ 金融経済教育の充実	広く国民が金融経済教育を受けることができる機会の提供	令和7年度	家計の金融リテラシーを高め、金融商品の適切な選択等を促すため、顧客の立場に立った認定アドバイザーの普及・支援、学校や企業における雇用者向け教育の拡大促進等により、広く国民が金融経済教育を受けることができる機会を提供することが必要である。こうした取組を通じ、2028年度末を目途に金融経済教育を受けたと認識している人の割合を米国並みの20%とする目標の達成に向け、中心的な役割を担うJ-FLECの取組を支援することが必要であるため、選定した。
4	［主要］ 金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組状況	金融事業者による取組の「見える化」の促進に向けた各種施策の実践	令和7年度	金融事業者による顧客本位の業務運営の確立と定着に向けて、取組の「見える化」を促進することが重要であるため、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、かつ、取組方針及び取組状況と原則２～７・補充原則１～５との対応関係を公表した金融事業者のうち、「金融事業者リスト」への掲載を希望する金融事業者からの報告内容を取りまとめた「金融事業者リスト」の掲載事業者数を参考指標として選定した。
5	利用者の利便を向上させるための取組状況	①障がい者等の利便性向上に向けた取組の実施（各金融機関に対するアンケート調査の公表等） ②後見制度支援預貯金等の導入状況の調査の公表 ③外国人の銀行口座の利用に関して、利便性を損なっている点についてその妥当性や対応策を調査・検討する	令和7年度	金融サービス利用者の安全性・利便性がより一層図られるためには、金融機関の取組を継続的にフォローアップしていくことが重要であるため、指標を設定した。
6	損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進	関係省庁とも連携し、企業と損害保険会社との間での具体的ニーズやリスク管理の知見に係るコミュニケーションを促し、関係者間での共通理解の醸成に取り組む。	令和7年度	国内外で事業展開する企業にとって、自然災害の頻発・激甚化、地政学リスクの顕在化などにより、事業中断を余儀なくされるリスクのほか、訴訟やインフレによる損害額の高騰を要因とする損失の拡大リスクが高まっている。企業がこうしたリスクを適切に管理しつつ、成長に向けた投資を推進していく観点からは、それぞれの企業やプロジェクトのリスクを個別に織り込んだ損害保険商品が取引される市場を育成していくことが重要である。このために、関係省庁とも連携し、企業と損害保険会社との間での具体的ニーズやリスク管理の知見に係るコミュニケーションを促し、関係者間での共通理解の醸成に取り組むことが必要なため、指標として選定した。
7	保険プロテクションギャップに関する国際会議（G20等）への参加状況	保険プロテクションギャップの課題に関し、G20等における国際的な議論を牽引していく	令和7年度	近年、自然災害に対する保険のプロテクションギャップ（自然災害による経済損失と保険による補償額の差）の拡大に関する議論は国際的に注視されている。保険セクターにおいては、プロテクションギャップへの対処は、社会的・経済的な責務と認識されており、官民を含め多様なステークホルダーによる協調的な対応が求められている。こうした国際的な議論を牽引していくため、保険プロテクションギャップに関する国際会議（G20等）に参加していくことが必要なため、指標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額） 4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	当初予算額 7年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
(1) 金融税制調査等経費	7 (5)	7 (4)	5 (3)	6	2	金融資本市場の活性化のための税制面の環境整備に向けた委託調査等	000455
(2) 資産形成の意義に係る広報イベント等経費	2 (0.2)	2 (1)	2 (0.9)	–	2	NISAの広報等に必要な経費	000455
(3) 貯蓄から投資にシフトさせるための情報発信に必要な経費	7 (4)	7 (7)	–	–	2	動画コンテンツ作成経費	000455
(4) 金融知識等普及施策のためのパンフレット等作成経費	11 (11)	6 (4)	–	–	2	パンフレット等の作成・印刷・配布経費	000455
(5) 金融経済教育を考えるシンポジウム関係経費	2 (0.1)	2 (0.8)	–	–	2	シンポジウム等の開催経費	000455
(6) 金融知識普及施策奨励経費	0.2 (0.1)	0.2 (0.2)	0.2 (0.1)	0.2	2	金融知識普及功績者表彰に関する経費	000455
(7) 金融教育の推進のための経費	5 (0)	5 (1)	–	–	2	教材作成のための経費	000455
(8) 金融経済教育推進のための調査研究等経費	–	300 (223)	–	–	2	海外の取組状況を調査研究するための経費	000455
(9) NISA普及施策のためのパンフレット等作成経費	–	–	3 (3)	3	2	新しいNISA普及のためのガイドブック経費	000455
(10) 金融経済教育推進機構に必要な経費	–	–	150 (150)	150	2	金融経済教育推進事業費補助金	007608

施策の予算額・執行額	4年度	5年度	6年度	7年度	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	
施策の予算額・執行額	40.2 (17.2)	34.2 (20.4)	329.2 (137)	160.2	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日　閣議決定） ・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日 閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日 閣議決定）

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（施策Ⅱ－2）

施策名	利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	担当部局名	監督局 　監督調査室、銀行第一課、保険課、証券課 企画市場局 　調査室、信用制度参事官室、保険企画室、企業開示課 総合政策局 　リスク分析総括課、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室、資金決済参事官室、貸金業室、ADR室、金融サービス利用者相談室、金融犯罪対策室 証券取引等監視委員会事務局 　証券検査課、開示検査課
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。	目標設定の考え方・根拠	金融商品・サービスの多様化・高度化が進む中、金融サービスの利用者が各種リスクを十分に理解し、金融商品・サービスを安心して受けられるよう、利用者保護のための相談等の枠組みの充実等、周辺環境の整備を図る必要がある。 また、その業務の公共性を十分に認識した上で、金融機関の法令等遵守態勢の確立されることが重要であることから、法令等遵守に対する適切な行政対応を行うとともに、必要に応じて金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備する必要がある。 【根拠】 ・各業法の目的規定、各監督指針等 ・多重債務問題改善プログラム（平成19年4月20日多重債務者対策本部決定） ・預貯金者保護法、振り込め詐欺救済法、消費者基本計画（平成27年3月24日） ・「顧客本位の業務運営に関する原則」（改訂版）（令和6年9月26日） ・ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和7年3月21日閣議決定） ・国民を詐欺から守るための総合対策（令和6年6月18日、令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
1	［主要］ 保険会社等における更なる態勢整備	保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて、監督指針等の改正を進め、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う			令和7年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客ニーズに即したサービス提供、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。
2	［主要］ 金融商品取引業者等における更なる態勢整備	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点を明確化するとともに自主規制機関等と連携しつつ、顧客の信頼・安心感の確保等の観点からより優れた業務運営に向けモニタリングを行う			令和7年度	金融サービスの利用者の保護がより一層図られるためには、顧客の信頼・安心感の確保等の観点から、より優れた業務運営に向けた経営改善が図られることが重要であるから、そうした観点からモニタリングを行うことを測定指標として選定した。
3	［主要］ 前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	必要に応じて事務ガイドラインの改正を行うとともに、利用者保護の観点から、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備が図られるよう指導・監督を行う			令和7年度	金融サービスの利用者保護が図られるためには、前払式支払手段発行者及び資金移動業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が図られるよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
4	［主要］ 無登録業者等に対する適切な対応	無登録業者による詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起等や、個別の無登録業者等への適切な対応を行う			令和7年度	無登録業者による投資詐欺等の被害未然防止のためには、国民への注意喚起や個別業者への適切な対応を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
5	相談室相談員の研修受講状況	5回	令和6年度	5回	令和7年度	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員に対し研修を継続して実施する必要があることから、測定指標として選定し、前年度実績を維持し継続して行う必要があると考える。
6	金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	2回	令和6年度	2回	令和7年度	金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行うために、金融トラブル連絡調整協議会の定期的な開催が必要となるため。 平成23年2月開催の金融トラブル連絡調整協議会において、委員間で半年に1回程度のペースにて開催することについて合意された。
7	多重債務相談窓口の周知・広報に係る活動状況	多様な手段により効果的に周知・広報活動を行う			令和7年度	多重債務者などが多重債務相談窓口を確実に認知できるよう、効果的な周知・広報活動に努める必要があることから、測定指標として選定した。
8	財務局における管内自治体の相談員等向け研修の実施	各財務局において実施			令和7年度	各財務局における管内自治体の相談員等向けの研修の実施を通じて、自治体の相談体制の強化を図ることが重要であることから、測定指標として選定した。
9	ギャンブル等依存症対策の観点からの多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関との連携強化に向けた取組の状況	連携強化に向けた取組を行う			令和7年度	多重債務相談窓口と精神保健福祉センター等の専門機関が適切に連携しギャンブル等依存症対策に関する取組を進めていくことが重要であることから、測定指標として選定した。

10	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組を促すよう指導・監督を行う	令和7年度	インターネットバンキング等金融犯罪被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の一層の向上に向けた取組が重要であることから、そうした取組を促すよう指導・監督していくことを測定指標として選定した。
11	不正利用口座等への対応状況	金融機関において利用停止等の措置を実施	令和7年度	振り込め詐欺など他人の財産を害する犯罪の被害の防止のためには、金融機関が口座不正利用等に伴う利用停止等の措置を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
12	暗号資産交換業者等における態勢整備	暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者のビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、検査・監督やサイバー演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促す	令和7年度	暗号資産等を取り巻く環境は変化しており、イノベーションに配意しつつ、利用者保護の確保に向けて、暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者における態勢整備が引き続き重要となっているため。
13	金融犯罪対策の推進	金融犯罪対策に関する関係機関等との情報連携等を強化し、同対策を強く推進する	令和7年度	SNS等を通じたやりとりで相手を信頼させ、投資等の名目で金銭をだまし取る「SNS型投資・ロマンス詐欺」が急増しているほか、法人口座を悪用した事案がみられるなど、預貯金口座を通じて行われる金融犯罪への対策が急務であり、金融犯罪対策を強く推進していくことが重要であることから、測定指標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
	4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
(1) 検査等一般事務費【再掲（施策Ⅲ-3）】	20 (9)	20 (9)	20 (10)	21	4	金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	－
(2) 証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）【再掲（施策Ⅲ-3）】	42 (34)	42 (28)	43 (33)	42	4	不公正取引や開示規制違反に対する調査・検査や、無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	－
(3) 金融サービス利用者相談室職員に対し継続して研修を実施	0.4 (0.04)	0.3 (0.02)	0.4 (0.02)	0.4	5	金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しているところであり、相談体制等の充実を図るため、相談室職員研修を継続して実施するもの。なお、経費については開発研修室で一括計上をしている。	－
(4) 金融トラブル連絡調整協議会等の開催	0.6 (0.2)	0.6 (0.3)	0.6 (0.2)	0.6	6	金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行う。	000429
(5) 改正貸金業法に係る制度・多重債務者対策に関する広報経費	12(10)	12(10)	11(8)	11	7,8	多重債務者相談窓口周知のためのポスター及びリーフレットの作成及び配布、インターネット広告等の実施、相談員等向け研修の実施。	000429
施策の予算額・執行額	75 (53.6)	74.9 (47.32)	75 (51.22)	75	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	ー	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（施策Ⅲ－1）

施策名	世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	担当部局名	企画市場局 　市場課、企業開示課 総合政策局 　総合政策課 監督局 　銀行第一課、証券課、資産運用課
施策の概要	市場機能の強化、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築、市場の公正性・透明性の確保のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。	目標設定の考え方・根拠	「資産運用立国」の基盤となる、インベストメント・チェーン（投資を通じた価値創造の連鎖）を強固にし、企業・経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成に貢献する。 そのために、コーポレートガバナンス改革や、資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上など、インベストメント・チェーンを構成する各主体に対する働きかけをより一層効果的なものとするとともに、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させる。 また、市場を通じたスタートアップ企業等への成長資金・リスクマネー供給の強化のため、プロの投資家等による非上場株式のプライマリー市場、セカンダリー市場双方の取引の促進に取り組む。 【根拠】 ・「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」（令和3年6月11日再改訂） ・「投資家と企業の対話ガイドライン」（令和3年6月11日改訂） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（令和4年6月13日、令和4年12月27日） ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針（令和7年10月1日改訂） ・「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日） ・「資産運用立国実現プラン」（令和5年12月13日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書（令和5年12月12日） ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―（令和6年7月2日） ・「アセットオーナー・プリンシプル」（令和6年8月28日） ・経済財政運営と改革の基本方針2023　加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和5年6月16日閣議決定） ・「経済財政運営と改革の基本方針2025　～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（令和7年6月13日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版令和5年6月16日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定） ・「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定） ・「2025事務年度金融行政方針」(令和7年8月29日) ・「『責任ある機関投資家』の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」（令和7年6月26日第三次改訂） ・コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025(令和7年6月30日)

達成すべき目標	市場の公正性・透明性、信頼性の高い魅力ある市場インフラの構築を確保しつつ、多様な資金調達手段等が提供されること	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1 ［主要］ コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組の状況	「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム2025」を踏まえた取組の実施	令和7年度	企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の深化が重要であるため指標を設定した。
2 ［主要］ 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上に向けた施策の取り組み状況	手金融機関グループのプランのフォローアップ、新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施など	令和7年度	資産運用立国の実現に向けて、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革を図っていくことが重要であるため指標を設定した。
3 ［主要］ 「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談への対応状況	内容・ニーズに応じて的確に対応	令和7年度	資産運用立国及び国際金融センターの実現に向け、「拠点開設サポートオフィス」で受け付けた相談に適切に対応することで、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していくことが重要であることから測定指標として設定した。
4 国内外金融事業者等に対するプロモーション活動等の取組状況	資産運用立国及び国際金融センターの実現に向けた施策の情報発信を行う	令和7年度	資産運用立国及び国際金融センターの実現に向け、国内外金融事業者等に対するプロモーション活動を通じ、日本への新規参入を促進することが重要であるため指標として設定した。
5 市場機能強化に向けての施策の取組状況	市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化に向けた施策の実施など	令和7年度	金融機能の更なる発揮を促し、企業・経済の持続的な成長に貢献するため、市場機能の強化に向けた施策を着実に実施していくことが重要であることから測定指標として設定した。
6 清算・振替機関等を含む市場インフラにおける財務基盤・システムの安定性の確保に向けた態勢整備、及び市場の利便性を向上するための取組の状況	清算・振替機関等を含む市場インフラに対して、財務基盤・システムの安定性が確保されているか等の観点から監督を実施するとともに、市場の利便性を向上するための取組を促す	令和7年度	信頼性の高い市場インフラの構築及び市場の利便性向上のため必要であることから測定指標として設定した。
7 金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上に向けた取組の状況	特定金融指標であるTIBOR及びTORFの頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関及びQUICKベンチマークスによる取組みのフォローアップなど	令和7年度	金融指標の頑健性・信頼性・透明性の維持・向上のため必要であることから測定指標として設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
	4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
(1) 店頭デリバティブ取引情報の蓄積・分析システム関連経費	52 (52)	44 (83)	50 (49)	34	5	平成22年5月に成立した金商法改正法により導入された店頭デリバティブ情報の報告・蓄積・分析制度に対応するためのシステム構築・運営を行うもの。	デジタル庁 000004
(2) 国際金融センターとしての地位確立	274 (152)	349 (140)	488 (129)	80	2,4	国際金融センターとしての日本の地位確立に向けて、国内外金融事業者に対する創業支援や政府の施策等のプロモーション活動等を実施することで日本への新規参入及び競争を促進し、日本の金融・資本市場の活性化を図るもの。	000435
(3) 国内外の金融制度等の調査経費	―	―	24.036 （6.868）	0.975	5	スタートアップ・非上場企業への資金供給に係る制度の企画・立案に際し、国内外の制度・運用実態を把握するための調査経費。	020818
施策の予算額・執行額	326 (204)	393 (223)	562.036 (184.868)	114.975	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「経済財政運営と改革の基本方針2025 について」（令和7年6月13日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（施策Ⅲ－2）

施策名	企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	担当部局名	企画市場局 企業開示課 総合政策局 IFIAR戦略企画室、審判手続室 公認会計士・監査審査会事務局 総務試験課、審査検査課	
施策の概要	企業による情報開示や会計基準・会計監査の質の向上に向けた制度・環境整備を図るとともに、適正な情報開示、会計監査の確保のためのモニタリングを実施する。	目標設定の考え方・根拠	資本市場の機能強化や国民の安定的な資産形成を実現する観点から、投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示を促進していくことが重要である。 【根拠】 ・企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（平成25年6月19日） ・「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（平成28年3月8日、令和3年11月12日） ・金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（平成30年6月28日、令和4年6月13日、令和4年12月27日） ・企業会計審議会「監査基準の改訂に関する意見書」（平成30年7月5日） ・企業会計審議会「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」（令和3年11月19日） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定） ・「経済財政運営と改革の基本方針2025について」（令和7年6月13日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」（令和7年6月13日閣議決定） ・金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（令和7年7月17日） ・2025事務年度 金融行政方針（令和7年8月29日）	
達成すべき目標	企業の情報開示、会計基準・会計監査の質が向上すること		政策評価実施予定時期	令和8年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要] 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告（30年6月28日、4年6月13日、4年12月27日）、「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理（7年7月17日）を踏まえた取組の促進	企業情報の開示の充実に向けた取組の実施（サステナビリティ情報を含む）	令和7年度	企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告や「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理を踏まえた取組を、円滑に実施することができるように働きかけることが必要であることから、測定指標として選定した。
2	金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保するための施策の実施状況	ディスクロージャーの適正性を確保するための施策を実施	令和7年度	市場取引の公正性・透明性の確保に向けた環境整備のためには、投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることができるよう、引き続き、金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性を確保していくことが重要であることから、測定指標として選定した。
3	[主要] 我が国において使用される会計基準の品質向上	国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進	令和7年度	企業の財務情報が企業活動を適正に反映したものとなるよう、引き続き、我が国において使用される会計基準の品質向上に向けた取組を実施することが重要であることから、測定指標として選定した。

	測定指標	達成手段	目標年度	測定指標の選定理由
4	[主要] 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施状況	会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組を実施、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）への積極的貢献及び海外監査監督当局との連携強化	令和7年度	適正な会計監査の確保のため、態勢・環境整備に向けた取組を行う必要があることから、測定指標として選定した。
5	[主要] 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督の実施状況	公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督を実施	令和7年度	適正な会計監査を確保するためには、公認会計士・監査法人等に対して、適切な検査・監督を実施する必要があることから、測定指標として選定した。
6	優秀な会計人材確保に向けた状況	優秀な会計人材確保に向けた取組を実施	令和7年度	優秀な会計人材確保に向けて、公認会計士試験の運営の見直しや大学等での公認会計士の魅力に関する講演等の広報活動を実施することが重要であると考えられることから、測定指標として選定した。

	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
7	有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の稼働率（システムの保守のための停止期間は稼働率の計算に含めない。）	100%	令和6年度	99.9%以上	令和7年度	投資者が投資判断を行うために必要な情報をEDINETが提供していることから、EDINETの稼働率を測定指標として選定した。また、システムの安定運用に努めるため、目標とするサービスレベルを99.9%以上とした。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額） 4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	当初予算額 7年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
(1)	有価証券報告書等電子開示システム経費（運用）	547 （537）	511 （511）	511 （511）	523	7	EDINETの安定的な稼働を確保するために、システム運用管理、ヘルプデスク業務等を行うもの。	デジタル庁 000004
(2)	有価証券報告書等電子開示システム経費（開発）	293 （298）	149 （152）	93 （97）	9	7	EDINETのシステム再構築及び企業内容等の開示に係る制度改正に伴うEDINETの改修等を行うもの。	デジタル庁 000004
(3)	公認会計士試験実施経費	64 （61）	64 （66）	73 （73）	83	6	公認会計士試験実施経費は、試験委員会議への出席に必要な旅費、問題作成等について試験委員に支給される手当、答案の採点等に係る諸謝金であり、試験を公正かつ確実に実施するために必要な経費。	000433
(4)	企業財務諸制度の整備	23 （20）	23 （17）	21 （17）	21	3	国際会計基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。	000432
(5)	サステナビリティ報告の諸制度の調査等	130 （113）	114 （105）	20 （14）	20	1	国際サステナビリティ基準の議論に関しての動向等の常時把握、内容の調査分析、議論の場に参加しての我が国としての意見・立場の発信を行うもの。	003502
(6)	懲戒処分経費（参考人等旅費）	0.2 （0）	0.2 （0）	0.2 （0）	0.2	5	公認会計士・監査法人に懲戒処分等事由に該当する事実があると思料するときは、内閣総理大臣（金融庁長官に委任）は、職権をもって、必要な調査をすることができる。本調査は、対象の公認会計士・監査法人のほか、参考人等に出頭を求めることもあり、その際の旅費を負担するために必要な経費。	－
(7)	監査法人、公認会計士等に対する検査等に係る経費	25 （12）	22 （23）	25 （21）	28	4, 5	公益又は投資者保護のため、監査事務所等に対し立入検査を実施する際に必要な経費（金融機関等検査旅費）。 国際会議に参加し、監査や検査に関する国際的な情報・意見交換を実施するほか、外国監査法人に対する検査等の準備のため、海外監査監督当局及び外国監査法人との打合せを実施するために必要な経費（職員旅費（外国旅費）、金融機関等検査旅費）。	－
施策の予算額・執行額		1,084.2 （988）	1,040.2 （1,021）	800.2 （874）	684.2	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・「経済財政運営と改革の基本方針2025 について」（令和7年6月13日閣議決定） ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7(施策Ⅲ－3)

施策名	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	担当部局名	証券取引等監視委員会事務局 総務課、情報解析室、IT戦略室、市場分析審査課、国際取引等分析室、証券検査課、取引調査課、国際取引等調査室、開示検査課、特別調査課 総合政策局 総務課審判手続室 監督局 証券課 企画市場局 企業開示課、市場課
施策の概要	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化等の環境の変化に対応するため、フォワード・ルッキングかつ機動的な市場監視を行い、その結果、法令違反等が認められた場合には、課徴金納付命令勧告、行政処分勧告、犯則事件としての告発等を行い、厳正に対応する。これら市場監視機能の更なる強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護を図る。	目標設定の考え方・根拠	市場取引の公正性・透明性を確保し、投資者の保護を図ることは、資本市場の健全な発展及び国民経済の持続的な成長に必要不可欠である。 【根拠】 ・金融商品取引法第26条、第56条の2、第177条、第187条、第210条等 ・証券取引等監視委員会 中期活動方針(第11期:2023 年～2025 年)～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～(令和5年1月27日) ・2025事務年度金融行政方針(令和7年8月29日) ・令和7事務年度証券モニタリング基本方針(令和7年8月1日)
達成すべき目標	市場監視機能の強化を通じて、我が国市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護に資すること	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 [主要] 有用情報の収集	市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積	令和7年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場全体について幅広い有用な情報の収集や市場監視の過程で得られた有用な情報や知見の集約・分析・蓄積が重要であることから、測定指標として選定した。
2 [主要] 市場の変化等の適切な把握・分析	国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見等に向けて取り組む	令和7年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場の変化等の適切な把握・分析が重要であることから、測定指標として選定した。
3 [主要] 証券モニタリングの適切な実施	金融商品取引業者等における適合性原則や等を踏まえた適切な内部管理態勢の構築状況及び業務運営状況の検証	令和7年度	市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現のためには、証券モニタリングの適切な実施が重要であることから、測定指標として選定した。
4 [主要] 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応	課徴金勧告納付命令を視野に入れた調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明及び海外当局との連携	令和7年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、調査・検査の迅速な実施による不公正取引や開示規制違反の実態解明が重要であることから、測定指標として選定した。

5	[主要] 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応	違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査の権限の行使	令和7年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、違反行為のうち重大で悪質なものについて犯則調査による厳正な対応が重要であることから、測定指標として選定した。
6	[主要] 投資者被害事案に対する積極的な取組	「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年6月公表）も踏まえた無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者の排除のための、裁判所への禁止命令等の申立て等。投資者被害の未然防止等に資する注意喚起等の情報発信の一層強化	令和7年度	一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等の対応のためには、無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者を排除するための裁判所への禁止命令等の申立て等への積極的な取組や投資者被害の未然防止等に資するような投資者への注意喚起等の情報発信を一層の強化が重要であることから、測定指標として選定した。
7	[主要] 非定型・新類型の事案等に対する対応力の強化	市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応	令和7年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、市場を取り巻く環境変化等も踏まえ、市場の公正性を脅かしかねない非定型・新類型の事案等への対応が重要であることから、測定指標として選定した。
8	[主要] 情報発信の強化	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集の観点から、個別事案や事例集の公表等における分かりやすい情報発信	令和7年度	法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口・自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図るためには、分かりやすい情報発信が重要であることから、測定指標として選定した。
9	[主要] デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化	取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進	令和7年度	金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化のためには、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力の更なる向上、デジタルフォレンジック技術の一層の向上及び情報システムの高度化の推進が重要であることから、測定指標として選定した。
10	[主要] 財務局との協働・連携の推進	財務局との様々な分野における更なる情報共有や意思疎通を通じた一体的な業務運営の実施	令和7年度	市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が重要であることから、測定指標として選定した。
11	[主要] 不公正取引等の違反事案への抑止力の強化	インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置について検討	令和7年度	市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現には、不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置についての検討を進めることが重要であることから、測定指標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
		4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
(1)	証券取引等監視委員会一般事務費	32 (3)	28 (4)	28 (17)	28	8,10	・国内の財務局や海外当局幹部との意見交換会の実施による連携強化の取組や海外当局への職員派遣による人材育成等を行うためのもの。	－
(2)	証券取引等監視経費（証券取引審査経費）	2 (0.1)	2 (0.6)	2 (0.7)	2	1,2,7	・金融・資本市場に関する様々な情報を収集し、個別取引や市場動向の背景にある問題の分析を行うとともに、不公正取引の疑いのある取引について取引審査を行うためのもの。	－
(3)	インターネット巡回監視システム運用経費	15 (15)	14 (14)	14 (15)	16	1	・インターネット上における特定の企業を標的とした証券取引に関連する悪質な情報等に対する監視を行うためのもの。	－
(4)	情報収集・分析態勢強化経費	16 (13)	14 (14)	15 (15)	16	1,2,8	・問題事案の早期発見や投資家被害の拡大防止のため、一般投資家等から幅広く情報収集するためのもの。	004694
(5)	証券取引等監視経費（課徴金調査等経費）	42 (34)	42 (28)	43 (33)	42	4,6,7	・不公正取引や開示規制違反に対する調査・検査や、無届募集に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	－
(6)	証券取引等監視経費（犯則調査経費）	47 (20)	44 (47)	42 (35)	43	5,7	・不公正取引や開示規制違反のうち重大で悪質なものに対する犯則調査を行うためのもの。	－
(7)	デジタルフォレンジック関連システム経費	69 (43)	48 (43)	39 (33)	94	9	・電磁的記録の保全・復元・解析等を行う作業（デジタルフォレンジック）を行うためのもの。	－
(8)	検査等一般事務費	20 (9)	20 (9)	20 (10)	21	3,6	・金融商品取引業者などに対する証券検査や無登録業者等に対する裁判所への申立てのための調査を行うためのもの。	－
(9)	市場監視総合システム経費	26 (25)	61 (53)	161 (594)	240	9	・市場監視業務の高度化・効率化を実現するための市場監視総合システムの刷新等を行うためのもの。	－
施策の予算額・執行額		269 (162)	275 (213)	364 (752)	502	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	―	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（横断的施策−1）

施策名	デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応		担当部局名	総合政策局 総合政策課、IFIAR戦略企画室、研究開発室、国際室、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室、資金決済参事官室、マクロ・データ分析監理官室 企画市場局 信用制度参事官室、市場課 監督局 総務課、銀行第一課、地域金融企画室	
施策の概要	デジタル技術による金融サービスの健全な発展が、我が国の社会課題の解決等に寄与するよう、官民の連携の強化等を図る。また、欧米などのグローバルな動向を踏まえつつ、我が国における金融サービス等のイノベーションの活性化や信頼ある提供に資するような政策を進める。		目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、暗号資産取引等の健全な発展や、決済の高度化・効率化や金融機関におけるAIの利活用の後押しなどを含むその他のフィンテック等の新たな展開に向け、デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施する必要があるため。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）（令和7年6月13日閣議決定） ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）等	
達成すべき目標	デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応を実施することにより、金融行政の 目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大、以下同じ）を図ること			政策評価実施予定時期	令和8年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	暗号資産を巡る制度のあり方の検討	左記測定指標に係る議論について金融審議会で検討に取り組むこと	令和7年度	暗号資産の投資対象化が進展する中、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護を図るための必要な制度整備を検討することが重要であることから、測定指標として選定した。
2	ステーブルコインの活用に向けた取組	左記測定指標に関する所要の取組の実施	令和7年度	デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するためには、ステーブルコインの活用に向けた取組が重要であることから、測定指標として選定した。
3	決済・取引インフラの高度化に向けた検討	具体的な検討推進	令和7年度	デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するためには、決済・取引インフラの高度化に向けて具体的な検討を推進することが重要であることから、測定目標として選定した。
4	FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じたフィンテック事業者等に対する支援	FinTechサポートデスクで受け付けた相談や、FinTech実証実験ハブで支援を決定した案件について、内容・ニーズに応じて的確に対応	令和7年度	デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するためには、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブを通じフィンテック事業者等を支援することが重要であることから、測定指標として選定した。
5	[主要]国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会創出	左記測定指標に関するシンポジウム・イベントの開催	令和7年度	デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するためには、我が国のフィンテックの魅力を世界に向けてアピールするとともに、国内外のフィンテック事業者や投資家等の連携・協働に向けたネットワーキングの機会を創出することが重要であることから、測定指標として選定した。
6	AIやフィンテックに関する調査研究	左記測定指標に関する調査研究の実施	令和7年度	デジタル技術を用いた金融サービスの変革へ対応するためには、AIやフィンテックに関する調査研究を行うことが重要であることから、測定指標として選定した。
7	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組	アカデミアと連携したデータ分析の実施	令和7年度	金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うため、学者等の研究者を専門研究員として採用し、金融庁職員との協働により調査・研究を行う。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額） 4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	当初予算額 7年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
(1)	金融デジタライゼーション関係経費	82 (70)	70 (61)	83 (73)	83	4,5,6	ITの進展等に伴う金融を取り巻く環境の変化に適切に対応し、フィンテックによる金融イノベーションの促進を通じて、利用者利便の向上や企業の成長力強化を実現し、我が国経済・金融の発展につなげていくための経費	000424
(2)	アカデミアとの連携強化に必要な経費	12 (5)	9 (4)	5 (4)	6	7	金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、金融行政上の重要な諸課題について、データ分析等を活用しつつ大学等の研究者と金融庁の職員が協働して研究を行うために必要な経費。	000439
施策の予算額・執行額		94 (75)	79 (65)	80 (77)	98	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	―	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7(横断的施策－2)

施策名	サステナブルファイナンスの推進	担当部局名	総合政策局　総合政策課、総務課国際室 企画市場局　開示課
施策の概要	サステナブルファイナンスを推進するため、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の機能発揮等を促す。	目標設定の考え方・根拠	気候変動などの社会・環境課題の重要性が増す中、新たな産業・社会構造への転換を促し、持続可能な社会を実現するための金融(サステナブルファイナンス)の推進が不可欠となっている。 【根拠】 ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和６年６月21日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版(令和６年６月21日閣議決定) ・サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書(令和６年７月９日公表)
達成すべき目標	サステナブルファイナンスの推進を通じ、GXを含む経済・社会の変革・成長を金融面から支援する取組を幅広く支援するとともに、関係省庁・地方公共団体・民間事業者と連携し、我が国の様々な取組・貢献について、国際的に積極的な発信を行う。	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1 [主要]企業開示の充実	企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保	令和7年度	企業情報の開示の充実に向け、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における提言を踏まえた取組を、円滑に実施することができるように働きかけることが必要であることから、測定指標として選定した。
2 [主要]市場機能の発揮	透明性の高いデータ基盤の整備	令和7年度	サステナビリティに係る様々な企業データを、市場参加者が利用しやすい形で集約・提供するデータ基盤への関心が高まっているほか、ESG評価・データ提供機関がデータ等の品質・透明性の向上の鍵となるため、測定指標として選定した。
3 [主要]金融機関の機能発揮	金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の推進	令和7年度	2050 年カーボンニュートラルの達成に向け、金融機関には、経済全体の脱炭素への移行に向けた効果的な資金供給や顧客企業への支援等が期待されているため、測定指標として選定した。
4 [主要]その他の横断的課題	インパクト投資の実践・拡大	令和7年度	多様な社会・環境課題の解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業を支援するためには、一定の投資収益の確保を図りつつ、社会・環境的効果(インパクト)の実現を目指すインパクト投資の一層の推進・浸透が期待されるため、測定指標として選定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計(執行額) 4年度(百万円)	予算額計(執行額) 5年度(百万円)	予算額計(執行額) 6年度(百万円)	当初予算額 7年度(百万円)	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー事業番号
(1) サステナブルファイナンス推進に必要な経費	－ (3)	14 (28)	4 (50)	37	2、3、4	サステナブルファイナンスの推進にあたり、金融機関や金融資本市場が適切に機能を発揮するための課題や対応案について検討するため、産業界・金融界・学識経験者などを構成員とする会議の開催、出張旅費、委託調査等に要する経費。	000438
(2) 気候変動リスクをはじめとする新たなリスクへの対応に必要な経費	18 (10)	20 (28)	8 (10)	10	1、3	①サステナブルファイナンス促進を目的とした会合の主催、②サステナブルファイナンスに係る国内外の動向把握に必要な情報収集や委託調査、③サステナブルファイナンスに係る国際的な議論をリードするための国際会議等への参加に要する経費。	000443
施策の予算額・執行額	18 (13)	34 (56)	12 (60)	47	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	―	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7(横断的施策-3)

施策名	業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応	担当部局名	総合政策局 総務課、ITサイバー・経済安全保障監理官室、金融サービス利用者相談室 企画市場局 市場課 監督局 監督調査室、銀行第一課、銀行第二課、協同組織金融室、証券課
施策の概要	大規模災害等発生時の金融システム全体(金融庁及び金融機関等)における業務継続体制の確立のため、金融庁の業務継続計画の見直しや関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、自らの業務継続体制の強化を図るとともに、金融機関等に対しても業務継続計画の検証等により、業務継続体制の実効性の向上を促していく。近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナへの対応として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」及び「「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」(以下これらを総称して「自然災害被災者債務整理ガイドライン」という。)の活用を促進するとともに、金融機関に対して、生活や事業の再建の支援等、金融面での対応を促していく。 また、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢やITガバナンスの有効性について、検査を含めたモニタリングを通じて検証し、サイバーセキュリティ及びITガバナンスの強化を促していく。	目標設定の考え方・根拠	「首都直下地震緊急対策推進基本計画」等において、行政機能の中核を担う中央省庁には業務継続計画の策定等を通じて業務継続性の確保を図ることが求められていることを踏まえ、金融庁として、業務継続性の確保に係る取組を進める必要がある。また、大規模災害発生時において、金融サービス等の機能停止により、商取引に甚大な影響が発生する事態が生じないよう、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促す必要がある。 また、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建を速やかに進めることが重要である。 政府としてサイバーセキュリティに関する取組を一層強化する中、金融市場インフラや金融商品取引所を含めた金融業界全体のサイバーレジリエンス向上を図ることが重要である。 このほか、決済機能をはじめとする金融システムの維持に必要な業務や多くの利用者が頻繁に利用するサービスについては、サービスの中断を未然に防ぐことや、代替手段等を通じた早期復旧や影響範囲の軽減が重要である。 【根拠】 ・主要行等向けの総合的な監督指針 ・東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(平成26年3月31日) ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成27年3月31日閣議決定) ・平成30年7月豪雨 生活・生業再建支援パッケージ(平成30年8月2日) ・被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ(令和元年11月7日、令和2年7月30日) ・令和3年7月11日からの大雨に係る支援策とりまとめ(令和3年7月30日) ・令和4年福島県沖を震源とする地震に係る支援策とりまとめ(令和4年4月8日) ・国土強靱化基本計画(5年7月28日閣議決定) ・被災者の生活と生業支援のためのパッケージ(令和6年1月25日) ・金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン(令和6年10月4日) ・国土強靱化年次計画2024(令和6年7月26日国土強靱化推進本部決定) ・2025事務年度金融行政方針(令和7年8月29日)
達成すべき目標	大規模災害等発生時の金融システム全体における業務継続体制の確立を図るとともに、近年における大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナによる影響を受けた事業者等の生活や事業の再建に資すること 金融機関のサイバーセキュリティ及びITガバナンスの強化に向けた取組を推進すること	政策評価実施予定時期	令和8年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
1	[主要] 災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組	「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」等を踏まえ金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直しを実施	令和7年度	業務継続体制の充実・強化のためには、業務継続計画等を継続的に検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。
2	[主要] 災害等発生時に備えた訓練	金融行政の継続性確保の観点から、関係機関と連携して実践的な訓練を実施	令和7年度	関係機関と連携した実践的な訓練の実施により、金融庁業務継続計画等の実効性を検証し、必要に応じて見直すことが重要であるため。
3	[主要] 業界横断の業務継続訓練の実施	訓練の実施	令和7年度	業界横断の業務継続訓練を毎年度実施することにより、業務継続体制の実行性の向上を図るため。
4	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援	自然災害被災者債務整理ガイドラインの運用支援・周知広報	令和7年度	当該ガイドラインの積極的な活用により、自然災害等による被災者(個人及び個人事業主)の事業・生活再建が図られ、ひいては、被災地の復興に資することが期待されるため。
5	被災者からの相談を受け付ける相談ダイヤルを活用した各種災害時における被災者からの相談等の受付	各種災害が発生した際に、被害状況等を踏まえ、必要に応じて相談ダイヤルを設置	令和7年度	各種災害等発生時に、フリーダイヤルで被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関等とのお取引に関する相談に応じることは、被災者等支援の観点から重要であるため。
6	情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供の実施状況	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供を実施	令和7年度	金融機関のサイバーセキュリティ強化において、適時適切な情報提供は重要な取組であるため。
7	金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の参加金融機関数	177社	令和7年度	金融機関のサイバーセキュリティ強化において、当庁主催のサイバー演習への参加金融機関の拡大は重要な取組であるため。
8	ITガバナンス(システムの統合・更改プロジェクトの管理態勢を含む)の強化を促すモニタリングの実施	検査やアンケート調査を含めたモニタリングの実施	令和7年度	金融機関のITガバナンスの強化に向けて、難度が高いシステム統合・更改プロジェクトの検査を含めたモニタリングの実施は重要な取組であるため。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額） 4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	当初予算額 7年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー事業番号
(1)	金融分野のサイバーセキュリティ対策向上に必要な経費	87 (75)	91 (80)	87 (71)	90	4,5	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に官民一体となって取り組むことにより、金融システム全体の強靭性を向上させるための経費。	000437
(2)	自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費	98 (107)	88 (40)	83 (39)	59	9	大規模な震災や豪雨等の自然災害及びコロナの影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者（個人債務者）が、自然災害被災者債務整理ガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等（報酬及び実費（郵送、交通、宿泊に要する費用））の補助。	000440
(3)	自然災害による被災者の債務整理支援に係る周知広報に必要な経費	12 (0.2)	9 (0.7)	34 (11)	5	9	自然災害被災者債務整理ガイドラインの周知・広報に係る経費。	000440
(4)	災害フリーダイヤル経費	1.1 (0.2)	1.1 (0.1)	1.1 (0.07)	0.2	10	各種災害等発生時に、被災者等からの各種金融機関の窓口の問い合わせや金融機関とのお取引に関する相談に応じるための経費。	－
施策の予算額・執行額		198.1 (182.4)	189.1 (120.8)	205.1 (121.07)	154.2	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7(横断的施策-4)

施策名	その他の横断的施策	担当部局名	総合政策局 総合政策課、国際室、金融犯罪対策室、ITサイバー・経済安全保障監理官室 企画市場局 総務課 監督局 総務課
施策の概要	基本政策（政策Ⅰ～Ⅲ）に横断的に関係する施策のうち、「横断的施策－1（デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応）」、「横断的な施策－2（サステナブルファイナンスの推進）」及び「横断的な施策－3（業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応）」以外の施策の実施。	目標設定の考え方・根拠	金融行政の目標を実現するため、国際的なネットワークの強化やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化、規制・制度改革等の推進、事前確認制度の適切な運用、金融行政におけるITの活用、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化の推進、経済安全保障上の対応等といった横断的な施策を実施する必要がある。 【根拠】 ・「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（6年4月17日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定） ・FATF第4次対日相互審査報告書（令和3年8月30日公表） ・総合的なTPP等関連政策大綱（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定） ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日公表） ・自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン（令和5年3月20日公表）
達成すべき目標	基本政策に横断的に関係する施策（「横断的施策－1」、「横断的施策－2」及び「横断的な施策－3」に該当するものを除く）の実施により、金融行政の目標の実現（企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大、以下同じ）を図ること	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1 ［主要］ 国際的なネットワークの強化	国際的なネットワークの強化に取り組む	令和7年度	国際的なネットワークを強化することで、金融行政の目標の実現に資すると考えられるため。
2 ［主要］ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等の強化に取り組む	令和7年度	国際的な要請として、FATF が求める水準までマネーローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策を強化させていくことが求められているため。
3 「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施	令和7年度	「規制改革実施計画」に盛り込まれた規制・制度改革事項等について、検討を行い、規制・制度改革を推進する必要があるため。
4 経済安全保障上の対応	経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ制度の円滑な運用	令和7年度	金融業は、国民の経済活動を支える基幹インフラの一つであり、また大量の個人・企業の情報を保有する産業であることも踏まえて、インフラ機能の維持等に関する安全・信頼性を確保しつつ、金融サービスを高度化していくことが重要であるため、目標として設定した。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
		4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
(1)	金融政策推進に必要な経費 －アジア等の金融インフラ整備支援等に関する事業に必要な経費 －グローバル金融連携センター経費	132 (33)	132 (80)	122 (73)	99	1	・アジア諸国等の新興国の金融当局との間での研修やハイレベル面会の実施等を通じた技術協力の実施に要する経費。 ・新興国の金融当局職員（研究員）に対するグローバル金融連携センターへの招へい・研修プログラムの提供に要する経費。	000442
(2)	経済協力に必要な経費 －新興市場国を対象にした金融行政研修に必要な経費 －国際開発金融機関協力経費	189 (187)	191 (184)	200 (177)	200	1	・新興国の金融当局者を対象とした研修事業の実施に要する経費。 ・各国際機関（OECD、IAIS、IOSCO）の新興国向け技術支援のための拠出金の拠出に要する経費。	000441
(3)	マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策向上に必要な経費	53 (0)	648	22 (415)	0	2	・諸外国におけるマネロン等対策等に関する諸制度についての委託調査の実施に要する経費 ・マネー・ローンダリング等対策高度化推進事業 ・継続的顧客管理に係る利用者の理解向上に必要な経費	020008
施策の予算額・執行額		354 (220)	970	0	299	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－	

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（金融庁の行政運営・組織の改革−1）

施策名	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化	担当部局名	総合政策局 総合政策課、研究開発室、総務課、広報室、秘書課、情報化統括室、マクロ・データ分析監理官室、検査監理官室、コンダクト監理官室、暗号資産・ブロックチェーン・イノベーション参事官室 企画市場局 総務課 監督局 総務課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
施策の概要	金融行政の質を不断に向上させていく観点から、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。	目標設定の考え方・根拠	金融の急激な変化に遅れをとることなく、国民の期待や信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし、絶えず自己変革できる組織へと変革することで、金融行政の質を不断に向上させていくことが必要である。そのため、有識者や外部からの意見等を金融行政に継続的かつ的確に反映するための取組等、金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を図る。 【根拠】 ・当面のガバナンス基本方針（平成30年7月4日公表） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日公表）
達成すべき目標	金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化を通じた金融行政の質の向上	政策評価実施予定時期	令和8年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要] 各種有識者会議の積極的活用	有識者からの提言等の金融行政への継続的かつ的確に反映	令和7年度	有識者や外部からの意見や提言、批判、国際的な議論が金融行政に継続的かつ的確に反映されることが重要である。金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として新たに取り組むべき重要な課題についての議論を定期的に実施することが必要であることから、左記測定指標を選定した。
2	[主要]金融庁のモニタリングに対する意見聴取及び職員アンケートによる自己評価の実施	内外からの意見等の金融行政への継続的かつ的確に反映	令和7年度	金融庁・財務局のモニタリングに対する意見聴取、並びに検査先職員及び金融庁・財務局職員アンケートによる品質評価を実施し、検査・監督の質の向上を図ることが重要であることから、左記測定指標を選定した。
3	[主要]新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）の整備	定期収集を開始した高粒度データの精度向上等	令和7年度	日本銀行と連携した新しいデータ収集・管理の枠組み（共同データプラットフォーム）については、令和7年3月期から定期的なデータ収集を開始し、引き続き高粒度データの精度向上等を行いつつ、この枠組みを活用しデータ活用の高度化を図ることが重要であることから、左記測定指標を選定した。
4	[主要] データ分析の可視化、ツール化	金融機関との対話・モニタリングの高度化の検討	令和7年度	個別金融機関の経営状況や金融システム全体の強靭性・脆弱性を的確に把握する観点から、データ分析を深化させ、こうした分析結果を可視化・ツール化することで、金融機関との対話・モニタリングを高度化に係る検討を進めることが重要であることから、左記測定指標を選定した。
5	金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析と実態把握	モニタリング部門への結果還元	令和7年度	金融サービスの利用者から寄せられた利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、その結果を適時にモニタリング等に活用することが重要であることから、左記測定指標を選定した。
6	[主要] データ分析における研修の実施・専門家による支援	データ分析の質の向上	令和7年度	金融行政の高度化や組織力の向上を図るため、研修の実施や専門家による支援等を通じて金融庁内のデータ分析の質の向上に取り組むことが重要であることから、左記測定指標を選定した。

7	[主要] 金融庁ウェブサイト（日本語版・英語版）へのアクセス件数	当庁の施策等について、ウェブサイトを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	令和7年度	金融庁ウェブサイトへのアクセス件数は、当庁の施策等に係る情報発信の程度を示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。
8	金融庁公式X(旧Twitter)（日本語版アカウント、英語版アカウント）のフォロワー数、いいね数。その他SNSでの情報発信強化	当庁の施策等について、X（旧Twitter）等のSNSを通じた、タイムリーかつ正確で、分かりやすい情報発信の実施	令和7年度	金融庁公式X(旧Twitter)のフォロワー数は、当庁の施策等についての関係者への広がりを示すものと考えられる。このため、当該件数を測定指標として設定した。また、その他のSNSによる情報発信の強化にも取り組んでいることから、同様の件数等を測定指標として設定した。
9	[主要] 財務局とのさらなる連携・協働の推進に向けた取組状況	財務局とのさらなる連携・協働の推進	令和7年度	金融行政の政策実現のためには、財務局とのさらなる連携・協働の推進が不可欠であることから、当該取組状況を測定指標として設定した。
10	金融行政への活用を前提とした、アカデミアとの連携強化によるデータ分析等を用いた学術的成果を得るための取組	アカデミアと連携したデータ分析の実施	令和7年度	金融行政上の重要な諸課題について、データ等を活用しつつ分析・研究を行うため、学者等の研究者を専門研究員等として採用し、金融庁職員との協働により調査・研究を行う。

事務事業に関連する予算等の項目		予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
		4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
－	－	－	－	－	－	－	－	－

施策の予算額・執行額	－	－	－	－	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（金融庁の行政運営・組織の改革－2）

施策名	検査・監督の質の向上	担当部局名	総合政策局 検査監理官室、管理室
施策の概要	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善する。	目標設定の考え方・根拠	金融庁は、不良債権処理や利用者保護上の問題の解消といった発足当初の優先課題に対応するため、個別の資産査定や法令等遵守状況の事後的なチェックを中心とした検査・監督手法を確立した。しかし、金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できなくなってきた。 金融を取り巻く環境変化に適切に対応し、金融行政の目標を実現するため、金融行政の視野を「形式から実質へ」（規制の形式的な遵守の確認に留まらず、実質的に良質な金融サービスの提供やリスク管理等ができているか）、「過去から未来へ」（過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けた健全性が確保されているか）、「部分から全体へ」（特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応ができているか）と広げていくことが重要である。 こうした新しい検査・監督の基本的な考え方と進め方等について整理・公表した「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（平成30年6月29日）を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくことが必要である。 【根拠】 ・「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」（平成30年6月29日） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）

達成すべき目標	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。	政策評価実施予定時期	令和8年8月

測定指標		目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	［主要］「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」に沿った検査・監督への移行のための個別分野ごとの「考え方と進め方」及び時々の重要な課題や着眼点等の整理・公表の進捗状況 検査・監督の品質管理の実施状況	「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度を更に高めるべく不断に改善を図っていくこと。	令和6年度	金融を巡る環境の変化やそれに伴う優先課題の変化を踏まえ、金融行政の目標を達成するために、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、検査・監督の質・深度や当局の対応を不断に改善することが重要であるため。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）			当初予算額	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
	4年度（百万円）	5年度（百万円）	6年度（百万円）	7年度（百万円）			
金融機関等検査経費	5 (5)	5 (5)	5 (0)	5	1	金融庁のモニタリングに対する外部評価を行う経費	004634

施策の予算額・執行額	5 (5)	5 (5)	5 (0)		施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	－

令和7年度実施施策に係る事前分析表

金融庁令7（金融庁の行政運営・組織の改革－3）

施策名	質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革	担当部局名	総合政策局 組織戦略監理官室、秘書課、開発研修室、管理室、情報化統括室、国際室、IFIAR戦略企画室、総合政策課、研究開発室、リスク分析総括課 証券取引等監視委員会事務局 総務課
施策の概要	将来にわたって質の高い金融行政サービスを提供し、常に進化を続ける組織を作るため、金融行政の目標についての共通理解を深めるとともに、職員の能力・資質の成長を促し、誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備に取り組む。	目標設定の考え方・根拠	金融を巡る内外の環境が大きく変化し、国民のニーズも多様化する中、金融行政に求められる役割や機能も時代に応じて変化している。金融庁は、これまで自らの改革に取り組んできたが、求められる役割を適切に果たすため、金融行政を絶えず進化・深化させていくことが必要である。 【根拠】 ・金融庁の改革について（平成30年7月4日） ・当面の人事基本方針（平成30年7月4日、令和4年3月28日改訂） ・2025事務年度金融行政方針（令和7年8月29日）
達成すべき目標	①金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化、②職員の能力・資質の成長の促進、③誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備を図り、金融行政を担う組織としての力を高めること。	政策評価実施予定時期	令和8年8月

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠
1	[主要]金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた取組状況	金融行政の目標についての全庁一丸の共通理解の深化に向けた職員との対話や議論	令和7年度	上記目標の達成のためには、全階層の職員が金融行政の目標について自らの業務との結びつきの理解を深めることが重要であることから測定指標として設定した。そうした共通理解の深化が十分に行われていくためには、職員との対話や議論を行って、金融行政の目標の組織への浸透を図っていくことが必要であることから、左記の通り目標を設定した。
2	[主要]職員の能力・資質の成長の促進に向けた取組状況	職員の能力・資質の成長を後押しする環境のさらなる整備	令和7年度	上記目標の達成のためには、職員の政策立案・実行能力の向上が不可欠であることから測定指標として設定した。職員が成長していくためには、個人の取組とともに組織として後押しする環境整備が必要であることから、左記の通り目標を設定した。
3	[主要]誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備に向けた取組状況	働きやすく良い仕事ができる環境のさらなる整備	令和7年度	上記目標の達成のためには、誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働けて能力を最大限発揮できる環境整備が重要であることから測定指標として設定した。そのためには、これまで行ってきた業務効率化や働きやすい環境整備を継続・拡充していくことが重要であることから、左記の通り目標を設定した。

事務事業に関連する予算等の項目	予算額計（執行額）4年度（百万円）	予算額計（執行額）5年度（百万円）	予算額計（執行額）6年度（百万円）	当初予算額 7年度（百万円）	関連する指標	項目の概要等	行政事業レビュー予算事業ID
－	－	－	－	－	－	―	－
施策の予算額・執行額	－	－	－	－	施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	―	